⑷　施工実績

平成６年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

⑺　同種工事（代表者）（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）

ａ）土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が30万㎥以上ある道路土工工事

ｂ）橋長30m以上で幅員７m以上の橋梁上部工の撤去を実施した工事

⑴　同種工事（代表者以外）（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）

ａ）土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が15万㎥以上ある道路土工工事

ｂ）橋長15m以上の橋梁上部工の撤去を実施した工事

⑸　配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む）している期間とし、専任を要する者は下記の②ｂ）の経験を有することとし、主任（監理）技術者は当該工事に専任で配置できること。

①　専任の主任技術者又は監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成６年度以降に下記の同種工事の経験を有する者であること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは⑷に同じ。

・同種工事

土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が15万㎥以上ある道路土工工事

③　専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑹　申請書等の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ハ）工事等競争参加資格登録要領別紙に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

ニ）各構成員の出資比率が２社で構成される場合にあっては30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点100点（発注者が設定する最低限の要求要件を満たしている場合に付与する点数。以下同じ。）に最大20点の加算点（入札参加者が示した、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案に応じて付与する点数。以下同じ。）を加えた点数を入札価格で除した値（３の⑷でいう「評価値」）を算出し、落札予定者を決定する方式とする。

その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札の評価に関する基準については、入札説明書による。

⑵　評価項目及び評価指標

社会的要請に関する事項及び工事目的物の性能・機能に関する事項を評価項目とし、評価項目を具体化したものを技術提案項目とする。

⑶　技術提案項目

①　ゼロエミッションへ向け取り組む組織・人員・教育・啓発体制、継続的に行われる実施計画の提案。

②　現場で発生する建設資材・廃棄物の発生抑制（Reduce）再利用（Reuse）再資源化（Recycle）について、搬入・仮設・施工の工夫による発生の抑制、再生品の利用・発生資材の再利用に関する具体的な提案。抑制・再利用の提案内容には、数値的な目標と検証方法・報告方法を含める事。

③　施工時の周辺環境保全対策に関する具体的な提案。

④　佐保川本線橋を１渇水期中に上下部工の撤去及び下部工の設置を行なうための施工計画策定上の技術的工夫、施工体制及び工程管理に関する提案。

⑤　工事の安全対策・安全管理に関する具体的提案（各作業及び本線迂回に伴う本線近接作業、本線規制における具体的な安全対策及び安全管理体制について記載）

⑷　評価及び落札予定者の決定方法

入札参加者の技術提案項目を評価し、評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格の最も高い者を落札予定者となるべき者とする。

ただし、落札予定者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の制限の範囲内で発注者の決める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札予定者とすることがある。

なお、落札予定者となるべき条件については、次に掲げる要件に該当する者である。

①　入札価格が契約制限価格の範囲内であること。

②　技術提案の内容が発注者が設定した最低限の要求要件を下回らないこと。

③　評価値が最低限の要求要件である標準点を契約制限価格で除した数値を下回らないこと。

⑸　評価点の付与の方法

発注者が設定する最低限の要求要件を満たしていれば標準点の100点を付与するものとする。また加算点を最大20点とし、技術提案項目毎に内容を優／良／可で評価し、記３⑶①、②については2.0点／1.0点／０点の加算点を、記３⑶③、⑤については5.0点／2.5点／０点の加算点を、記３⑶④については6.0点／3.0点／０点の加算点を付与するものとする。

⑹　⑷において評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札予定者を決定する。

⑺　技術提案の履行に関する事項

受注者の責により、入札時の評価内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定を最大10点減点する。また契約違反としての措置を講ずる場合がある。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒567―0871 大阪府茨木市岩倉町１―13　西日本高速道路株式会社関西支社経理グループサブリーダー　木村　和昭　電話06―6344―9241

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

①　交付期間：平成22年１月６日（水）から平成22年３月26日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く毎日午前10時から午後４時まで。

②　交付場所：上記４⑴に同じ。

③　交付方法：直接交付する。